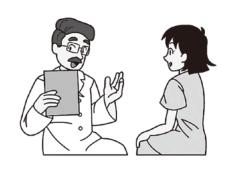


健診(集団) のお申込みは、4月10日からスタートです! 健診を活用して、病気の発症・重症化を予防しましょう!

生活習慣病は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与 する疾患群」のことを指しており、例えば以下のような疾患が含まれるとされています。

【食習慣】インスリン非依存性糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高尿酸血症、 循環器病(先天性のものを除く)、大腸がん(家族性のものを除く)、歯周病等 【運動習慣】インスリン非依存糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高血圧症等 【喫煙】肺扁平上皮がん、循環器病(先天性のものを除く)、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病等 【飲酒】アルコール性肝疾患等

生活習慣病予防のためにも、まず健診を受け、ご自身の体の 状態を知ることから始めましょう。健診を受けたあとは、健康 相談や特定保健指導(該当の方のみ)に是非ご参加ください。 管理栄養士や保健師が健診結果の説明や、生活習慣の振り返り を一緒に行います。カロリーが高い食品を減らしたり、なるべ く歩くようにするなど、普段の生活の中で変えられる行動をみ つけていきます。健診をただ受けてそれっきりにするのではな く、より健康でいきいきした生活を続けていくために活用して いきましょう!



(生活習慣病を知ろう!スマート・ライフ・プロジェクト HP http://www.smartlife.go.jp/disease/ より一部抜粋)

問 健康福祉課 Ⅲ(57)4171

質業者の増加や若年層の契約トラブル

等、

幅広い

年

ス齢

た

変

17

大きく変化しています。

べきく変化しています。社会的弱者を狙っ消費者を取りまく環境は、社会の急激な

層にわたって消費者がトラブルに巻き込まれるケー

消費者問題はますます複雑かつ多様化

Ĺ

おります。

※平成29年度生活習慣病健診については、30~31ページをご覧ください。

会の開催などを行っております。 チラシやパンフレットによる啓発活

今後も町民の皆様が安心・安全に暮ら

せ

域

な社

が会

助言のほう

か、

国の

|消費者行政活性化基金等を活用| |口での消費者トラブルの問題解

動、

消

費生活

講演

費生活センター窓口

野

木町では県消費生活センターと連

携

な 題が んら、

決

の消

さい。

政策課 (57) 4134

にお住まいのお子さんの写真を掲載しています。 「広報のぎ」 の写 では、 「わが家のアイドル」

と題.

町

記念に

しております 詳しい内容等は電話または町ホー ムページをご覧くだ

広報紙に写真を載せませんか。たくさんのご応募お待ち

木町 長 瀬

平 成 29 年4 月 1 \exists

る取り組みを続けてまいりたいと考えております。

消費者トラブルの被害防

止につ る地

づくりをめざし、

宏子

関 す